

表2-9

	第一因子	第二因子	第三因子	第四因子	第五因子	第六因子	第七因子
未熟	0.694						
養育知識	0.692						
サポートなし	0.518						
生活環境悪		0.752					
経済問題		0.734					
養育能力欠		0.549					
虐待自覚なし			0.708				
援助拒否			0.639				
衝動的				0.695			
期待高い				0.613			
子を拒否				-527			
育てにくさ					0.83		
子も問題行動					0.663		
家族問題						0.863	
薬アルコール							0.799
親精神問題							0.607
寄与率	12.874	10.42	8.436	7.993	7.379	7.212	6.572
累積寄与率	12.874	23.3	31.732	39.73	47.1	54.316	60.888

第3因子は問題軽減 第4因子は虐待自覚ができた 第5因子は、サービスやネットワーク機能がついた 第6因子は心理士協力であった。

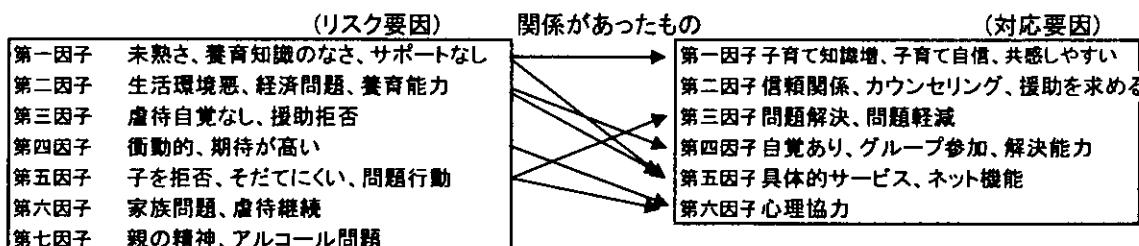
なお、特にこれらの因子間の関係をみると、以下についての関係が強いことが理解できる。

また、それぞれ因子を構成する項目について該当するものを1、該当しないものを0として因子の合計素得点を算出した。たとえば、第一因子として未熟さ、養育知識なし、サポートなしが含まれたが、それら項目について「あり」と回答した場合に1点をあたえた。つまり3つ該当するケースについては3点になる。対応する因子についても、同様の得点化を行った。そのうえでリスク要因と対応要因、それぞれの因子間の関係をみると、以下の図のような関係が明

らかになった。未熟さや知識がない、サポートのない場合には、具体的なサービスとネット機能に関する傾向がみられた。また子育て知識がまし、自信もついたことも関係している。経済苦・生活環境が悪い、養育能力が低いに該当する場合、虐待自覚ができたとか、グループに参加すること、解決能力がついたことに関係していた。また具体的なサービスや、ネット機能とも結びついていた。衝動的で、子どもへの期待が高いに該当するものでは、心理士との協力でうまくいく傾向もあった。また心理士との協力でうまくいく傾向にあったのは、子どもを拒否し、子どもが育てにくい、問題行動が子どもにみられた項目である。

表2-10

	第一因子	第二因子	第三因子	第四因子	第五因子	第六因子
子育て知識が増えた	0.762					
親の子育て自信がついた	0.722					
親が共感しやすかった	0.469					
親と信頼関係がついた		0.639				
カウンセリングがうまくいった		0.58				
親が援助を求めた		0.509				
問題が解決した			0.739			
子ども問題行動が軽減			0.635			
虐待の自覚あった				0.641		
親がグループ参加				0.607		
解決能力が高い人だった				0.513		
親と他機関の関係がついた					0.635	
具体的なサービスが提供					0.613	
地域ネットワークがうまく機能					0.507	
心理士と共に対応						0.826
寄与率	12.269	9.283	8.508	7.773	7.291	6.899
累積寄与率	12.269	21.55	30.06	37.83	45.12	52.023



2) 対応困難な場合

(1) 35事例が性的虐待であったが、比較に際しては除外した。

援助しにくい事例の特徴をみると、頻度が高かったのは、「虐待自覚がない」が65.5%で、ついで「虐待が継続している」52.1%、「親が衝動的である」58.0%、「援助拒否」46.8%、「経済問題がある」42.6%、「家族問題がある」34.6%、「親に精神的問題がある」34.0%、「親に未熟さがある」33.5%、「養育能力が低い」30.9%であった。

表2-11

リスク項目	該当数	
虐待継続している	98	52.1%
子どもの育てにくさ	52	27.7%
子どもに問題行動	44	23.4%
親に精神的症状がある	64	34.0%
親に未熟さがある	63	33.5%
親が衝動的である	109	58.0%
親がアルコール・薬物依存	24	12.8%
親が子を拒否的である	24	12.8%
親が虐待自覚がない	123	65.4%
親の養育能力に問題あり	58	30.9%
子への過剰な期待	29	15.4%
子育ての知識不足	36	19.1%
親が社会的サポートなし	39	20.7%
家族問題(家庭内暴力・不仲)	65	34.6%
経済問題	80	42.6%
生活環境が悪い	40	21.3%
親の機関からの援助拒否	88	46.8%

(2) 対応困難については、

「親の不信感が強く、攻撃的」67.0%、「親に虐待自覚がなかった」59.0%、「自己中心的で他罰的だった」53.2%、「援助を求めない」52.7%、「親自身が愛されなかつた思いをもちつづけて、解決に至らない」、「親のスト

レスが継続して解決できない」「孤立的な生活を継続させた」がそれぞれ30%台を占めた。

表2-12

虐待自覚がなかった	111	59.0%
親の不信感が強く攻撃的	126	67.0%
援助を求めず	99	52.7%
自己中心で他罰的だった	100	53.2%
解決能力が低かった	49	26.1%
適切なサービスが欠如	8	4.3%
他機関との関係がつかなかった	40	21.3%
グループ参加できなかつた	9	4.8%
カウンセリングがうまくいかなかつた	13	6.9%
アルコール・薬物依存が継続した	24	12.8%
子育て自信なし	10	5.3%
親自身愛されなかつた思いをひきずり、解決が困難	63	33.5%
孤立的生活継続している	63	33.5%
親のストレス継続し、安定できず	68	36.2%
地域のサポートネットなかつた	23	12.2%
その他	6	3.2%

(3) 介入時にうけていたサービスは、保育所33.0%、生活保護22.3%、保健師訪問、21.3%、親医療15.4%であった。なしは22.9%であった。

表2-13

保育所	62	33.0%
学童	9	4.8%
セラピー	6	3.2%
ショート	8	4.3%
親医療(精神的・薬物依存)	29	15.4%
親カウンセリング	13	6.9%
母子生活自立	8	4.3%
保健師援助・家庭訪問	40	21.3%
生活保護・経済的援助	42	22.3%
dv相談	9	4.8%
離婚法律相談	4	2.1%
就職相談	0	0.0%
ホームヘルプサービス	3	1.6%
グループケア	2	1.1%
民間電話	3	1.6%
他機関の家庭訪問	17	9.0%
その他	7	3.7%
なし	43	22.9%

(4) リスク要因と対応要因でみると、

「虐待自覚がない」リスク要因があつても、その後ワーカーとの関係で「虐待自覚がでてくる」といった親の場合と比較すると、困難な親は、ワーカーが対応しても、結局「虐待自覚がなく」、また「自己中心的で他罰的」である。経済問題があるについても、自己中心的であつたり、解決能力に欠け、また他の機関との関係がとれず、ストレスが継続する場合には、対応が困難になつてゐる。

「育てにくさ」のリスク要因も、「自己中心的で他罰的である」関係では、解決に至りにくい。

「養育能力が低い場合」、対応しても「解決能力が低く」「孤立的生活を継続させ」さらに「サポートネットワークがない」場合、困難事例となる。

「養育知識が不足している」リスクの場合、解決能力が低く、愛されていない思いが強くて、解決への力が向かない場合、困難事例となっている。

表2-14

対応困難な場合のリスク要因と対応要因に関係があった項目

対応要因	自覚がなかつた	親の不信感	援助を求める	自己中心	解決能力乏しい	サービスない	他機関との関係悪	子育て自信なし	愛されなかつた思い	孤立的生生活継続	親のストレス継続	サポートネットなし
虐待継続										*		
育てにくさ			*									
問題行動			*					**		*		
親精神											*	
未熟さ					**							
衝動的	***	***										
アルコール												
子を拒否												
自覚なし	***		*									
養育能力					***					*		**
期待高い	*		**									
知識不足					***	*			5*			
サポートなし					*		*					*
家族問題					***						***	
経済問題			*	**	***	**					**	
生活環境が悪い		*		***						*		
援助拒否	***	***				**				**		

P<.05 * P<.001 ** P<.000 ***

(5) 主成分分析

援助がうまくいかなかった場合の主成分分析結果は、第1因子が能力的な問題、知識、生活環境、未熟、第2因子が自覚がない継続、衝動性、子を親が拒否 第3因子が子どもの問題行動・育てにくさ 第4因子は期待が高い、第5因子は親の精神、アルコール依存 第6因子は家族問題、第7因子は援助拒否であった。

表2-15

	第一因子	第二因子	第三因子	第四因子	第五因子	第六因子	第七因子
能力低い	0.754						
知識なし	0.705						
生活環境	0.647						
未熟さ	0.63						
サポなし	0.448						
自覚がない		0.726					
虐待継続		0.575					
衝動性		0.544					
子を拒否		0.459					
問題行動			0.76				
育てにくさ			0.661				
期待高い				0.778			
経済苦				-0.478			
親精神					0.754		
依存					0.66		
家族問題						0.79	
援助拒否							0.829
分散%	14.699	10.797	8.083	7.371	7.202	6.177	6.031
累積%	14.699	25.496	33.579	40.95	48.152	54.329	60.36

主成分後の因子名は、第1親の養育力の弱さ、第2が自覚のなさ、第3は子ども側の問題、第

4は経済問題、第5は親の医療問題、第6は、家族問題 第7は援助拒否とした。

対応について、主成分分析をしてみると、以下の通りとなつた(表2-16)。

第1因子はサポートがない、関係がとれない、孤立的、第2因子は不信感、援助を求める、自己中心、自覚なし 第3因子は自信なし、親に愛されなかつたので、ついで第4因子がアルコール依存、ストレス 第5因子が解決力低い、第6因子はカウンセリングがうまくいかない、第7因子はサービスが欠如という結果であった。

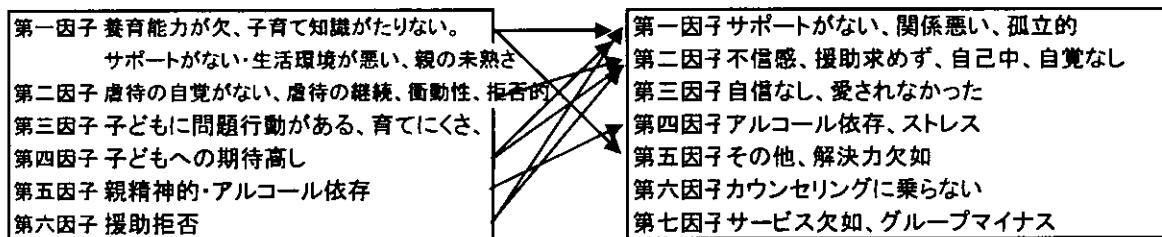
表2-16

	第一因子	第二因子	第三因子	第四因子	第五因子	第六因子	第七因子
地域のサポートネットなかつた	0.778						
他機関との関係がつかなかつた	0.688						
孤立的生活継続している	0.588						
親の不信感が強く攻撃的援助を求めず		0.695					
自己中心で他罰的だった虐待自覚がなかつた		0.674					
虐待自覚がなかつた		0.488					
子育て自信なし		0.435					
親自身愛され			0.736				
アルコール・薬物依存が継続した親のストレス継続し、安定できず			0.622				
その他				0.727			
解決能力が低かった				0.674			
カウンセリングがうまくいかなかつた					0.731		
適切なサービスが欠如					0.652		
グループ参加できなかつた						0.819	
分散%	9.81	9.768	8.849	8.744	0.7987	0.7457	6.893
累積%	9.81	19.578	28.426	37.17	45.157	52.613	59.506

うまくいった場合とおなじようにそれぞれ因子を構成する項目について該当するものを1、該当しないものを0として因子の合計素得点を算出した。対応要因も同様にして、リスク要因の成分と対応要因との関係をみた。第1因子に関わる要素、すなわち養育能力に欠ける、養育知識がない、サポートがない、環境が悪い、親が未熟、といった要素のいくつかを抱えるケースの場合、周囲からサポートが得られず、援助者との関係も悪く、従つて孤立的であり、解決をみずくに終結するにいたる傾向がある。第2因子にかかわる自覚がないとか、継続して子どもを拒否している、

虐待が継続し、親が衝動的であるといった要素をいくつか抱えるケースの場合、不信感が強く、援助を求めていない、以前自覚がないままであるとか、また自信がなく、愛された経験を持たずにいるなどの深い問題があるために、すぐには解決にいたらしない傾向にある。さらに経済苦においても、孤立的で関係がなければ解決にいたっていない。また精神的な問題や依存についてもストレスがまだ存在しつづける間は、解決にはいたらない。さらに援助拒否の要素は、孤立的であつたり、サポートがない傾向にあつた。

リスク要因と、対応要因の関係



基本として、援助の姿勢、不信感を抱きやすいうか、またストレスをためているのかどうかという点など介入の際に見極める必要のあることが示唆された。

(3) 対応がうまくいった事例と困難事例の比較

割合の比較からリスク要因特徴をみると、予測どおりであった。つまり、虐待継続、自覚がない、援助拒否、未熟さが困難事例群のほうが多い。

双方を比較すると、紛争性が高いかどうかによってくる。つまり、困難であったケースについては、信頼関係に代表される対人関係の問題、虐待自覚がなく介入しにくい問題さらにこれに

い人、孤立的かどうか、サポートがあるのかどうについては援助を求めていたのかどうかと関連してくる。また自己中心的、ストレスが多く、解決力がなく、孤立的という要素も多く、かかわりの長いケースや、分離時から対立関係にしまう場合もみられた。

受けているサービス内容をみると、生活保護以外には、受けているサービス量の差はなかった。受けていなかったものは、むしろ、関係がつきやすかったほうが少なく、困難事例はサービスを提供され、機関がかかわっていても、なかなか難しいという点が浮かび上がってきている。生活保護事例で困難な場合はすでに慢性化し地域からも孤立し、援助者への拒否感を抱えているなど、長年の対人関係の困難さも根深い。

2) ソーシャルワーカー実態調査 記述部分の分析：質的分析

量的な分析からは、数字的なところしかみえないため、それを補充するために、実際記述で具体的に回答を願った。自由記述であるために、記号化をして、ある程度の傾向をみることにした。

分析手続き：自由記述から、記述について以下のとおりコード化して、各記述に当てはめていく作業をした。

コードの内容

ペアレンティングの状態をあらわすもの（親育て）関係を示すもの

基本的ケア（子どもの日常生活を満たしているか。医療） P care

安全が確保されているか（子どもの安全な生活

環境） PE

情緒的かかわり（子どもを愛しているか） PA・・
親が子どもの前でコントロールできているか：一貫性がない場合も問題 p c on

養育意欲があるか：親への動機付け（親が自分を優先。） p m

養育能力：方法 p n （適切な養育対応ができるか。うまく子供と遊べない、ということを聞かない子へのかかわりべた、子どもの要求がわからない、コミュニケーションのとり方）

養育知識があるか（期待過剰かどうか） p k s
親役割が適切になされる（親の認識があるか・親が自分を優先する） PR・・子と親の逆転現象。子どもと同等。親として何をすべきかわからない。支配的・過干渉

間違ったしつけ：体罰肯定 p t 方法を知らないのか。知っていてもできないのかではち

がう。

親・家族関係を示すもの

親の生育歴 A J

親の性格 AC

親の健康 AM

親の知的問題 AMR

家族の夫婦問題 FM

家族の経済問題 FE

家族の孤立化 FS

子どもの状況を示すもの

子どもの発達 CD 行動 CB

子どもの状況 CS

について記号化した。記述の分について、主として、養育領域、親領域、子ども領域に分類し、さらにコード化して具体的に調べた。

(1) 対応がうまくいった事例についての記述部分

うまくいった事例について、親が抱えていた問題について主として養育状況を中心に解答してもらうことにした。抱えていた問題としては以下のとおりである。

① ペアレンティング

表2-17

親としての要因分析

問題領域	頻度	割合
子どもへの愛情	7	3.1%
日常的ケア	41	18.4%
コントロール	9	4.0%
環境・安全確保	4	1.8%
養育知識	43	19.3%
養育意欲	10	4.5%
養育能力・方法	35	15.7%
親役割の認識	38	17.0%
体罰肯定	19	8.5%

具体的な内容では、

子どもへの愛情に問題ある例

その子だけ、食べないぐらいにご飯を盛ったり、お汁に唐辛子を入れる。外出時は一人で置いておく。かわいく思えない。愛情がもてない。子どもとの身体接触を嫌う。

日常的なケアの例

食事：作れない。外食が多い。食事が不規則栄養バランスを考えないで菓子で空腹を満たす。朝ごはんをつくらない。コンビニ弁当が主。1歳2歳に揚げ物、エビフライ。インスタント食品。ミルクの作り方がわからず。

衣服：洗濯しない。汚れた衣服をさせたまま。おむつをかえない。衣類雑貨を整理しない。風呂に入っていない。季節にあっていない衣類。

医療：医者へつれていない。予防接種をしていない

居住環境：害虫が徘徊。ごみだらけ。家事がこなせない。風呂はトイレ代わりで利用できない。ガス、水道がストップしている。

安全

放置して外出。入浴時熱湯を出してやけど。夜留守番、子どもとアダルトビデオを見る。

親のコントロール

ストレス耐性なく、すぐいらいら。かつとなる自分が抑えられず子へ。感情をぶつける。

発達的な知識

子どもが思い通りにならないと怒鳴る。叩く。・3歳児反抗を知らない。・小学生に大人役割を押し付ける。・できてあたりまえで、期待にこたえられないとしかる。年齢不相応な勉強の強要。

子どもが泣く行為が理解できない。少しでも違反すると怒鳴る。期待過剰。

トイレットトレーニングがわからない・軽度発達障害が理解できない・首にひもをつけ暴れないようにする。ミルクを与えないで砂糖水を飲ませる。ほめるとつけあがると考えているなど。2ヶ月の子にジュース。

養育意欲がない

はじめての出産で、育児への不安と協力者不

足で精神的なパニックに陥る。若年出産で親になる意識は苦、子どもを拒否。子どもが問題行動を起こしたため、育てる気がないのに生んだとのべ、養育しようとしない。親自身のことで手一杯で子のことがみえない。子が歩き始めると面倒に思う。

子育て技術がない

知的な障害がみられ、達成できにくい。実母が処理できない。子どもの気持ちをうまく聞けない。

子への接し方がわからない。問題行動への対応がわからない。

だらだら叱って買っているので、子どもが聞かない。子どものわがままが許せない。

親が役割を適切にしているか

親が自分の都合を優先させる。子どもをしつかり育てていくという意識に乏しい。

親のほうが頼れる人が欲しいので、不安定。

子どもを友人感覚で対応。親の楽しみを優先。自分が遊ぶために、子どもを夜放置。小学生の子におむつの交換をさせる。子どもが虐待者を理解してくれていると思い込む。言えどわかると親の思いを優先させる。

体罰を肯定

虐待を受けて育ち、叩くのがしつけと思い込む。子がぐずるとすぐ体罰にする。非行をとめるには、体罰しかないと思いこむ。悪いことをしたらしかるのは当たり前で自分もそうして大きくなつた。親の指示にしたがわないと暴力でやらせようとする。

② 親・家庭についての問題

表2-18

親の性格・未熟さ	19	8.5%
親の生育歴	14	6.3%
親の心身の病気	13	5.8%
親の知的能力	7	3.1%
孤立的	8	3.6%
経済問題	5	2.2%
家族問題	6	2.7%

に助けられているが、子どもの気持ちが汲み取れない。

子どものあやし方を知らない。ミルクの飲ませ方を知らない。子どもと遊べない。言葉かけがうまくいかない。話しかけがない。泣き止ませることができない。ミルクをどれだけ与えればいいかわからない。

うまくいかないと、親が泣き喚く。兄弟げんか

③ 子どもについての記述

表2-19

子どもの要因	頻度	割合
子どもの問題行動	12	5.4%
子どもの発達的な問題	10	4.5%
子どもの状況	4	1.8%

子どもへの過剰な期待

また、親が期待過剰した状況の自由記載をまとめてみると、子どもの発達を無視した過剰な期待している。

学力面…一流大学へ。有名中学へ。一流進学校へ。

行動面…一度いったら、すぐ聞けるはず。

自分のような子ども時代をおくらせたくない気持ちで、勉強を強いる。年齢以上の課題を与えていた。

軽度発達障害児にもかかわらず、勉強を強いているなど、親の誤った判断、養育態度があり、子どもに過度のストレスや、心理的虐待的な行為を行っている状態であった。

以上の記述があったものの、うまくいったとする記述を分析し、以下のとおり整理した。

④ うまくいった要因

(表2-20)

頻度	割合
1	0.4%
8	3.6%
2	0.9%
5	2.2%
4	1.8%
6	2.7%
54	24.2%
50	22.4%
25	11.2%
7	3.1%
5	2.2%

すでに統計的な結果では、うまくいった要因としてその5割以上は養育者と信頼関係がついたという回答であった。記述について、さらに詳しくみしていくと、記述頻度が高かった4項目については、以下の通りである。

共感・約束事をつくる・サービスにつなげること

で信頼関係構築を樹立の具体的記述例

- ・親の立場に共感した。自由に話しをさせた。・育児のしんどさに共感した。話をよく聞いた。・親の養育の大変さを共感した。信頼を構築するため、勤務外でも対応した。
- ・連絡をまめにして行動を共にした。・
- ・度重なる家庭訪問で面識ができ信頼関係が得られた。
- ・保護者の生活の大変さを理解した。
- ・親のストレスを理解して資源を利用した。・ワーカーと親との対等の信頼関係を作る。
- ・共通目標を作る。・積極的に話し合いをもちかけ、今後の処遇方針とともに考える姿勢を提示した。
- ・信頼関係がいるまでは、具体的サービス提供へ向けて親とさまざまな機関に同行してサービスへつなげた。・母との信頼関係をしきづき定期的に面接をし、子どもの状況も把握している。具体的に母ができる約束事を作っていった。関係機関とも

共同して働きかけた。

具体的なはたらきかけ

- ・虐待者が抱え込んでいた多くの課題について優先順位をつけるように助言した。
- ・キーパーソンを利用して、関係をつくった。
- ・親にこれまでの養育をふりかえり、親自身の養育体験もきく。自らの気づきに働きかけた。
- ・教育プログラムをつくり、子どもを家に帰すまでのステップを作成した。
- ・母のニーズを把握し、整理して何が必要かの方向性を助言した。
- ・親子指導を利用した。
- ・機関連携をした。保健師と同伴訪問を実施。
- ・関係機関から具体的助言をもらう。
- ・親業スキルを継続的、段階的に助言した。
- ・合同面接を実施した。
- ・

機関連携をした

- ・地域の民生委員・病院・保育士・福祉事務所が連携して役割分担をした。
- ・なんども学校と話し合い連携をした。一時保育やグループへ親を根気強くつないだ。
- ・疑問にはかならず答えるようにした。・継続的なかかわりは地域の保健師・福祉ワーカーが担当。・精神科と連携・生保ワーカーと連携・関係者会議を数回重ねた。
- ・地域ネットワークで親の育児負担を軽減。
- ・社会が親子を見守っていることをアッピー

ルした

- ・親を応援するという立場を強調して、一時保護、施設入所へ導く。

社会資源の利用

- ・子育て支援が利用できた。
- ・地域の福祉サービスと結びつけた
- ・母子世帯なので、夏休みは児童相談所への通所を実施し親の負担軽減をはかった。
- ・保育所入所を市役所にはたらきかけた。

(2) 困難事例の記述部分分析

全体的な記述は、困難事例に親の問題領域の記述が多くみられたが、子どもへの愛情がもてない親の記述が関われたとした場合より記述割合高い。

① ペアレンティング

表2-21 親についての記述

問題領域	頻度	割合
子どもへの愛情	17	9.0%
日常的ケア	28	14.9%
コントロール	11	5.9%
安全性	2	1.1%
養育知識	9	4.8%
養育意欲	9	4.8%
養育能力	16	8.5%
親役割	33	17.6%
体罰肯定	17	9.0%

子どもに愛情がもてない

- ・子どもとの情緒的かかわりができない。・片方の親に似ているため、その子を疎んじる。
- ・本児がいなければという。・望んで産んだ子でない。・他児と差別・かわいいという接し方がない・子への拒否感情をおさえられない・食事さえ与えておけば子は育つ。
- ・自傷行為をみせつける。・年齢以上の手伝いを強要し「お前はいらない」という。

日常のケア

- ・食事：作らない。多子で放任。離乳食も与えず。1才児にスナックをあたえる。料理ができず、外食。食事を与えない。離乳食

を作れない。食事を抜く。朝食を食べさせない。

- ・乳児にカレーライスを与える。
- ・衣服：オムツをかえない。衣食住が不十分
- ・衛生：駆虫をしない
- ・住居環境：掃除をしない。片付けない。ごみの山
- ・昼夜逆転の生活。

親のコントロール

- ・親の気分で対応。夫のはらいせを子にぶつける。乳児がなくとも、いらいらとして暴力をふるう。
- ・些細なことで感情的になる。

発達的な知識

- ・親の年齢が若く、まわりに援助者がいないため、すべきことに知識がない。
- ・子どもの特性を理解していない。・年齢以上の過度の手伝いを強要。・4歳で食事中、食べ物を落としても暴力をふるう。・能力以上のことを期待する。・できてあたりまえ。

養育意欲・能力がない

- ・望まない出産。自分の遊びを優先。泣いていても放任。飲酒。祖母に任せる。知的障害。
- ・能力的に無理な状態。保護者の年齢が低く、子を人形扱いして育てている。
- ・子どもの持ち物を準備することができない。子どもとの関わり(遊ぶなど)が苦手。

子育て技術がない

- ・子どもの対応の仕方がわからない。養育経験不足から不安が高い。
- ・首の据わっていない子を首を支えずに抱く。ミルクを薄める。入浴の知識がない。

親が役割を適切にしているか

- ・自分の仕事を優先。子どもの不登校も働きかけず、一緒に寝ている。子どもの前でリストカット。本児をあずけて、夜遊び。深夜勤務

で朝起きられず、子が不登校となる。
 ・子どもに依存的。親の価値観を押し付ける。
 幼児の世話をさせるため、学校を休ませる。
 ・子を学校に行かせず、一緒に野宿。子の非行
 に関心を示さない。

体罰を肯定

・完全主義的養育型。3歳まではたたいてしつけ。暴力をしつけと主張。暴力肯定。生きる力をつけるため、暴力は必要。
 子育て叩くか、怒鳴るしかないと思っている。タバコの火の押し付けをしつけと主張。親だから何をしてもいい。

② 親・家庭 問題について

表2-22 親・家庭問題

	頻度	割合
アルコール薬物依存	9	4.8%
性格偏り、思い込み	69	36.7%
生活歴	15	8.0%
精神症状	23	12.2%
知的能力	9	4.8%
関係障害	4	2.1%
孤立的	8	4.3%
経済問題	11	5.9%
家族問題(DV)	13	6.9%

親の記述からみる問題点はうまくいった事例に比べると圧倒的に多く、特に親の性格的偏り、思い込み、精神症状からおこる対人関係の困難さがある。また、暴力的、攻撃的など、非社会的行動をとり、ワーカーら関係者への威嚇があると信頼関係以前の問題となりやすい。アルコール依存、配偶者間暴力の問題(DV)など、慢性的であったり、家族問題も含め、根の深さを感じ取られた。

③ 子どもの問題について

表2-23

	頻度	割合
子どもの問題	12	6.4%
発達的問題	4	2.1%
子ども知的	4	2.1%

子どもの記述が少なく、はじめから親が拒否

的であったと記しているものは多い。あげている問題は、児童福祉法第28条がらみも多く、全体的にはリスクが高いものがあがっている。親の人格障害や、攻撃性の高い場合も対人関係がつきにくい。

すでに生育史の中での傷つきや、不信感を募らせていることを考え合わせると、まずそのところからの手当ての必要な人たちが多いことが示唆される。

④ うまくいかなかった要因

表2-24

	頻度	割合
強制介入による拒否	33	17.6%
パニックなど関係が深まらない	25	13.3%
はじめから拒否、家庭訪問	28	14.9%
慢性的・効果なし	17	9.0%
巻き込む	5	2.7%
自殺ほのめかし	2	1.1%
不信感	9	4.8%
攻撃・脅迫	27	14.4%
ネットワークがうまくいかない	21	11.2%
精神がらみの問題	9	4.8%

強制介入による拒否、入所がらみの関係悪化がもっとも多く、その背景には、虐待への自覚がなく、また話し合いに応じない姿勢などがみられている。また、入所事例については、負担金がらみでもめることがあげられた。同意がないままに入所保護したために親との対立が深まった記述もあった。

介入当初から親が拒否的・防衛的で、攻撃、威嚇するなど公的機関への拒否感をあからさまにして応じないという事例もあった。

うまくいったケースの場合には、地域の資源が使えたなどの事例が多くかった。

うまくいかない事例の場合は、親側の要因からくる事由と、児童相談所側や、機関連携などのサービスシステムの不備からくるものに分かれた。

親側から

- 児童相談所だけしか対応できない
- 他機関とはいい関係がとれているが児童相談所と関係が悪い
- 他機関の連携をしても、すぐに自己中心

すぎて孤立しやすい

- 児童相談所、地域連携などのサービスシステムの不備から
- d. 他機関の対応がうまくいっていなかった。
 - e. 他機関の連携がとれない
 - f. 児童相談所が地域を利用しようとはしなかった。
 - g. 地域側の協力の問題、医療機関の問題がある。

5. 考察・まとめ

親への対応には、親の問題、子どもへの対応、家族調整、生活環境支援が統合的に支援されることが望まれるが、

①今回調査分析で親と関わられた事例をみると、社会資源や地域ネットワークや家庭訪問を利用してソーシャルワーカーと信頼関係がついていったケースが多くあった。

ペアレンティング(親支援)については、家庭訪問など地域の連携やネットワークを利用しつつ、カウンセリングへつなぐ、具体的なスキルを教える、施設に入所してその技術を学ぶなどにより親子の関係の改善が図られている。さらに虐待自覚が親に認識されたという回答の場合には、その背景には、ソーシャルワーカーの密な家族との調整、面接が効果をあげていること

以上の結果から

うまくいった場合は、

- ① うまくいった場合は、未熟型や当初は拒否的であっても、その後に具体的サービス紹介するなどのワーカーの努力で、信頼関係がとれた。
- ② 家庭訪問などを継続しながら、根気強いアウトリーチが効を奏している。
- ③ うまくいった場合、親の養育能力を含め、子育ては困難である状況であるものの、ワーカーの働きかけにより、話し合いができる親であったため施設措置にいたった。
- ④ うまくいった場合は親に共感性があり、他の機関への連携もスムーズにいった。
- ⑤ ワーカーとの信頼関係のうち、ワーカーが親への指導計画を作成した。

反対に、うまくかない場合は、

が判った。

②困難事例の場合には、介入当初から親が機関に対して不信感があり、被害的な感情を抱いていることが多い。また「虐待でない」と拒否をし、介入を拒むため、親と関係がつきにくい。さらに地域の連携がとりにくく状態になっていた。また、親や家族が長期に地域から孤立している場合、機関を利用していたとしても拒否的であり、また攻撃的で暴力的で介入しにくいため、児童福祉第28条ケースで子どもを保護するに至っている。一時保護や児童福祉法第28条で親が方針をかえたり、不信感を抱くと、態度を変えたり、攻撃的になる場合も困難として挙げられていた。

また精神障害の母で子どもの前でリストカットする場合など、子から親を離すと親が危険だということで分離できない、親を措置入院させることができないなど、精神保健福祉法活用の問題なども含まれていた。親の生活史や、親の人生経験からくる傷つき体験も多いため、信頼関係を築くためには、個別対応が長期に必要であることが示唆された。地域での支援が必要であることもわかった。

- ① うまくいかない場合には、不信感を日頃から募らせている生活環境や生育・生活史がある。
- ② うまくいかない場合には、虐待を認めず、すべてに拒否をしていた。
- ③ うまくいかない場合には、さらに攻撃的、威嚇的な手段を使う。
- ④ うまくいかない場合には親の同意をとらずに一時保護した場合
- ⑤ うまくいかない場合には、第28条以後親の態度が変わったこと。

最後に、ソーシャルワーカーに制度として、どのようなものが必要かという点と、どういったサービスが必要かをたずねてみた。7割が裁判所命令が必要であると回答をした。

また、必要なサービスは、ソーシャルワーカーの技術向上を意味する項目を選ぶ傾向もあり、親教育、養育技術、生活技術、個別指導、マニュアル作成など、実際に、親にどう養育力を高めてもらうのか、親対応をどうしていくのかが求められていることがわかる。

表2-25

制度について	3つ選択	
裁判所命令	138	73.4%
知事	14	7.4%
罰則	47	25.0%
代弁	38	20.2%
サービス	36	19.1%
人材	74	39.4%
ネットワーク	55	29.3%
家庭支援	54	28.7%
親指導	61	32.4%
その他	5	2.7%

表2-26

今後必要だと思うサービス	3つ選択	
マニュアル	76	40.4%
親教育	144	76.6%
個別指導	64	34.0%
グループ	33	17.6%
行事	22	11.7%
養育技術	90	47.9%
知識	17	9.0%
親生活指導	64	34.0%
家族調整	63	33.5%
病院同行	19	10.1%
ファミリーケースワーク	65	34.6%
親参加	10	5.3%
家事	31	16.5%
家庭訪問	27	14.4%
出前型サービス	21	11.2%
保育料	3	1.6%
緊急保育	49	26.1%
ショートステイ充実	35	18.6%

問題領域 子どもへの愛情	うまくいった 育児負担軽減 地域資源につなぐ	うまくいかない 援助拒否 地域機関とうまく関係がとれず
日常的ケア	信頼関係のうえ保育所つなげる キーパーソン 一時保護利用 地域協力・連携・役割分担 家庭訪問 諸制度利用	何回援助しても効果なし キーパーソンがいない 地域連携がない 訪問を受け入れない
コントロール 養育知識	精神科と面接へ 一緒に考える 共感し連絡を密にとる 祖母をキーパーソンに 機関連携 虐待自覚へ 入所後も家族面接 具体的指導へ・発達知識 親子教室参加	精神科とつながらない
養育意欲 養育能力・方法	援助者による代替 虐待自覚へ 家庭訪問 具体的資源につなぐ 子どもの接し方・スキルを教える 乳児院へ入院させて、具体的子育て方法を学んでもらう カウンセリングへ結ぶ	体罰肯定のまま
親役割の認識	保育所 地域ネットで協力 一時保護利用	
体罰肯定	学校がキーパーソンに 機関連携 親が援助を求めた	援助拒否
親コントロール	警察協力 通所指導へ	かかわり拒否
親の性格・未熟さ	保育所 指導・教室 親が援助を求めた 一時保育利用 共感性があった 解決力があった	攻撃的・威嚇 自殺未遂 他罰的 思い込みが激しい 拒否 ショートステイを利用するが関係が継続しない 指導を拒否 正当性を主張
親の生育歴	親業スキルを教える カウンセリング ネットワークから一時保護利用・帰宅	不信感 親施設経験者のため、施設拒否
親の心身の病気	医療治療 精神科につなぐ。 親のニーズの明確化 社会機関連携 保育所利用 保健所協力 具体的助言 受容 代弁的機能 施設へつなぐ調整役	キーパーソンがいない 虐待認識が低く、理解に乏しい 病識がない 病院連携がうまくいかない 親ひきこもり 妄想があった パニックをおこす
親の知的能力	家事サービス 地域ネットワーク 親への受容・信頼関係	やっているが効果がない 援助が継続しない 障害受容がない
孤立的	家庭訪問 学校の理解をえる 親のストレス状態を理解 課題設定して助言 サービス利用 親子教室参加・グループケア	長年孤立的な家族 機関介入すべて拒否
経済問題	公的扶助 入所措置で軽減を図る 生活保護と連携	長年生活保護受給・地域から孤立状態
家族問題	親戚利用 一時保護利用 関係機関連携	DV問題
信頼関係構築	家庭訪問 社会資源を使う 具体的サービス キーパーソン	不信感 孤立的
社会資源活用	共感性がある	うまく関係がとれない
介入	キーパーソンを使う	うまくつかえない
入所後	計画をたてて共同 入所後も家族面接継続	脅迫、おどし

資料 介入時のサービスとその後の親のリスク要因と対応要因の関係について

表2-26 対応ができた場合：介入時に受けたサービスとリスク要因との関係

	虐待継続している	育てにくさ	問題行動	親精神	アルコール	子を拒否	養育能力欠	経済問題	生活環境
親医療	**	**	**	**	**				
親カウンセリング						*			
保健師訪問						**	*		
グループケア					*				
その他							*		

表2-27 児童相談所介入時の受けたサービスとその後うまくいった要因の関係

	自覚あり	信頼関係	共感やすい	解決能力	具体的サービス	グループ参加	子育て知識増	子育て自信	心理協力	ネット
保育所									**	
学童	**								*	
セラピー				*						
ショート	*									
母子生活自立	*									
保健師訪問	**			**					*	
生活保護					*					**
DV相談	*			*						
離婚法律相談	*			*				*		
グループケア			*	*					*	
民間電話	*							**		
機関訪問										
なし										

表2-28 困難な場合のリスク要因と介入時のサービスとの関係のあった項目

	親精神	未熟さ	衝動的	アルコール	養育能力が低	子への期	サポートなし	家族問題	経済問題	生活環境
保育所		**			**					
セラピー							*			
ショート			*							
親医療	***		*		*					
親カウンセリング			**		*					
保健師訪問	*			***		*		***	***	
生活保護	**			*					***	
DV相談							**			
グループケア								*		
民間電話	*				*					

表2-29 児童相談所介入時にうけたサービスとその後の対応困難な要因

	援助を求める	解決能力が低かった	適切なサービスが欠如	他機関との関係がつかなかつた	グループ参加できなかつた	アルコール・薬物依存が継続した	孤立的生	親のストレ	地域のサ
セラピー								**	
親医療(精神的・薬物依存)						***			
親カウンセリング								*	
保健師援助・家庭訪問	**							**	*
生活保護・経済的援助	*						*		
DV相談					*				
離婚法律相談		*	*						
ホームヘルプサービス					*				
グループケア					*				
民間電話					*		*		
他機関の家庭訪問		**	*						***

P<.05 P<.001 P<.000 ***

親への対応の実態調査 (児童ソーシャルワーカー用 A・B)

虐待をする親への対応実態調査票 (ソーシャルワーカー用)

A 対応しやすい親の特徴を一つ選んでください、1から5にお答えください。

- 主たる虐待者を対象にします。該当するものに○で囲んでください。
1. 虐待タイプ (①身体的・②ネグレクト・③心理的・④性的) 主たる〇で從たるは△で囲んでください。
被虐待児の年齢 (①0②1③2④3⑤4-6⑥7-9⑦10-12⑧13-15 ⑨16-17 ⑩18以上) 兄弟共なら両方とも。
虐待者の年齢 (①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦不明) 主たる虐待者は△
家族が抱えていたリスク要因を〇で囲んでください (該当するものすべて〇で囲んでください)。

- ① 虐待が継続している ②子どもの育てにくくさ ③子どもの問題行動 ④親に精神的症状がある
⑤親が未熟である ⑥親が衝動的である⑦親が薬物・アルコール依存である ⑧親が子どもを拒否的
⑨虐待の自覚がない⑩養育能力が乏しい ⑪子どもへの期待が高すぎる ⑫親の養育知識・経験不足
⑬社会的サポートがない⑭家庭問題(夫婦暴力、不仲) ⑮経済問題 ⑯生活環境が悪い ⑰援助を拒否

上記の番号に〇をつけている場合、その様子をお答えください。

特に、⑤「親が未熟である」⑩「養育能力が乏しい」⑫「親の養育知識が不足」をつけられた場合、具体的な例

をできるだけあげてください。(例・離乳食が作れない。3才児反抗を知らない。対人関係が苦手等)。

このたび厚生労働省補助事業(子ども家庭総合研究)に基づくテーマにそつて
虐待をする親への対応実態調査することになりました。

虐待親に対する親への配慮や対応・工夫が必要だといった点につき、忌憚のないご意見をご記入
ください。

また、調査の目的上調査の回答者は、1. 原則として2年以上経験(あくまでめやすです)の
あるワーカーで2. 虐待をここ1年間担当している人にお願いいたします。

お忙しい中、誠に恐れ入りますが、10月5日までに、個別で同封した封筒で直接ご返送お願い
致します。よろしくお願い申上げます。

なお、電話でお問い合わせくださいます場合は10月1日の11時から16時まで、10月2日2時
40分から18時まで質問をお寄せください。またメールの方につきましては、1日か2日中には、
お返事をいたします。個別の秘密は守ります。

〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1
流通科学大学医療福祉サービス学科

加藤陽子(厚生労働省科研主任研究担当)

電話 078-796-5105

fax078-796-5111

yoko_kato@red.ums.ac.jp

1. 「子どもへの期待過剰」があれば、具体例をあげてください。

()

2. 虐待親の対応がしやすかったと思われる要因について選択してください。(該当するものすべてに〇)

- ①虐待の程度が低く、虐待の自覚があった。 ②親との信頼関係がついた ③親が援助を求めた
④共感しやすい人であった ⑤解決能力の高い人であった。 ⑥具体的なサービスが提供された
⑦親と他の機関との関係がうまくいった ⑧親がグループ参加をして仲間ができた。
⑨カウンセリングがうまくいった。⑩問題が解決した。⑪親の子育ての知識が高まった
がついた。⑬子どもの問題行動が解消し、親が安心した。⑭心理士との共同で対応した ⑮地域のネットワー
クがうまく機能していた。⑯その他

3. 工夫されたことはどのようなことでしょうか。

4. あなたは、今までに親支援や教育(ペアレンティング・プログラム)の研修に参加したことあります
すか。(①はい ②いいえ)
はいの人 それは、どこ の主催 () 研修名 ()
いいえの人もしあれば ①参加したい ②参加しない ③どちらとも
8 希望する研修①親面接法②子の面接法③法律知識④発達知能⑤その他

4. 児童相談所が介入した時、そのケースがうけているたサービスはどのようなもののがあつたでしょうか。

その他、親の対応で難しかつた点を具体的にご記入ください（自由記述で）。

- ①保育所（一時保育）、②学童保育、③子のセラピー、④ショートステイ、⑤親の医学的治療（精神的・薬物依存等）
- ⑥親のカウンセリング、⑦母子生活支援施設、⑧保健師援助・家庭訪問 ⑨生活保護・経済的援助 ⑩DV相談、
- ⑪離婚等の法律的相談、⑫就職相談、⑬ホームヘルプサービス、⑭グループケア（保健所児童相談所含む）⑮民間電話相談、⑯他機関の家庭訪問 ⑰その他（ ）⑯なし

2. 対応がしにくかったと思われる要因について選択してください。該当するものすべてに○をつけてください。
- ①虐待の自覚がなかつた。 ②親の不従順が強く、攻撃的であった。 ③親が援助をやめていたなかつた。
 - ④自己中心であり、他罰的でもあつた。 ⑤解決能力の低かった。 ⑥適切なサービスが不知していた。
 - ⑦親と他の機関との関係がうまくつかなかつた。 ⑧親がグループ参加できなかつた。
 - ⑨カウンセリングがうまくいかなかつた。 ⑩アルコール・薬物依存があり、問題が继续している。
 - ⑪親の子育ての自信がない。 ⑫親自身が愛されなかつた思いをひきずり、解決が困難。 ⑬孤立的な生活を继续している
 - ⑭親のストレス問題が軽減せず、親が安定できない。 ⑮地域でサポートネットワークができるなかつた。 ⑯その他（ ）

B：虐待事例につき、親対応が難しかつたと思われる1事例についてお答えください。

1. 虐待タイプ (①身体的・②ネグレクト・③心理的・④性的) 主たるに○、従たるに△で囲んでください。
被虐待児の年齢①0 ②1 ③2 ④3 ⑤4-6 ⑥7-9 ⑦10-12 ⑧13-15 ⑨16-17 ⑩18以上) 兄弟は両方ともに○。
虐待者の年齢 (①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦不明) 主たる○従たる△

- 問題の主たるリスク要因（該当するものはすべて○で囲んでください）
- ② 虐待が继续している ③ 子どもの育てにくさ ④ 子どもの問題行動 ⑤ 親に精神的症状がある
 - ⑤ 親が未熟である ⑥ 親が衝動的である⑦ 親が薬物・アルコール依存である ⑧ 親が子どもを拒否的
 - ⑨ 虐待の自覚がない⑩ 異育能能力が乏しい ⑪ 子どもへの期待が高すぎる ⑫ 異育知能・経験不足。
 - ⑬ 社会的サポートがない⑭ 家族問題（夫婦暴力、不仲）⑮ 経済問題 ⑯ 生活環境が悪い ⑰ 援助を拒否

- 上記の番号に○をつけられている場合、その様子をお答えください。
特に、⑤「親が未熟である」⑩「異育能力が乏しい」⑫「異育知能・経験不足」をつけられた場合、具体的な例をできるだけあげてください。（例・離乳食が作れない。3才児反抗を知らない。対人関係が苦手等）。

3. 工夫されたが、対応が成功しなかった主たる理由は具体的にどのようなことでしたか。（ ）
4. そのケースが受けたサービスはどのようなものがあつたでしょうか。（ ）
- ①保育所（一時保育）、②学童保育、③子のセラピー、④ショートステイ、⑤親の医学的治療（精神的・薬物依存等）、
 - ⑥親のカウンセリング、⑦母子生活支援施設、⑧保健師援助・家庭訪問 ⑨生活保護・経済的援助 ⑩DV相談、
 - ⑪離婚等の法律的相談、⑫就職相談、⑬ホームヘルプサービス、⑭グループケア・児童（保健所相談所含む）、⑮民間電話相談、⑯他機関の家庭訪問 ⑰その他（ ）⑯なし ⑯不明
5. 虐待をする親への指導をする場合どのような条件が必要でしょうか（3つ選択して○で囲んでください）
- ①法制度の整備で裁判所命令 ②在宅事例においての状況申告書の強化 ③罰則規定の導入
 - ④親への代弁機能（代理人または第三者機関）の整備 ⑤社会的サービスの充実化 ⑥マンパワーの充実化 ⑦地域ネットワークの強化 ⑧家族問題のためのソーシャルワーク ⑨親教育の計画化 ⑩その他
6. 将来、親対応に必要なもの（児童相談所及びそれ以外の機関の対応も含む）で重要な5つを選択して○で囲んでください。
- ①親対応のマニュアル ②親のための一連の親教育のプログラム ③個別カウンセリング ④グループケア ⑤親子が共同で参加できる行事 ⑥養育技術と訓練（叱り方、しつけ方）⑦子育て知識の提供 ⑧親への生活指導（就労・家計助言）⑨夫婦問題など家族調整機関 ⑩病院治療の同行 ⑪アミリースーシャルワーク機能 ⑫親自身が処遇会議に参加していくようにする。⑬ホームヘルパーの派遣 ⑭具体的な家庭訪問の充実化 ⑮出前型ペビーシッターサービス ⑯保育料援助⑰緊急保育枠の確保⑱ショートステイの充実⑲その他（ ）

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。同封した封筒に入れて直接10月5日までにお送りください。

III 全国児童相談所の虐待をする親対応への取り組み

加藤曜子（主任研究員）津崎哲郎（大阪市中央児童相談所）曾田俊子（同左）

吉田雄久（大阪市中央児童相談所）平野佐敏（同左）安部計彦（北九州市障害福祉センター）

1. 目的

全国の児童相談所における虐待する親(注：保護者、養育者の意味で使用している)への取り組みの実態を把握する。

特に、個別対応、グループ対応、親子で参加できる取り組みと、その援助内容を分けて内容を把握し、長として、どのような取り組みが必要か、また条件は何かの認識度について把握する。

2. 方法

アンケートを作成し、郵送調査を実施。全国182箇所に児童相談所長あて送付した。

151箇所から返信があった(回収率82.9%)。調査は平成15年9月～10月5日までである。

3. 調査結果

1) 回答者：児童相談所長出身領域 福祉5

9

心理40 行政38 精神科医1

その他4

回答者勤務期間 平均11.7年(8機関は
不明)

年齢 40代9人 50代 135人

60代 3人 不明4

具体的親指導(児童福祉法上では、指導という法的文言があるために従ったが、実際には、親育てあるいは、親への養育能力を高めるためのかかわり・指導)ができるタイプはどれですか。については、以下の回答があった。

表3-1:親指導が可能なタイプ

親指導の必要	151	100.0%
タイプ 育児不安	103	68.2%
完璧	89	58.9%
愛欠	82	54.3%
衝動	93	61.6%
未熟	111	73.5%
人格	39	25.8%
精神	18	11.9%
知的	37	24.5%
混合型	40	26.5%

このモデルは、イギリスのマンチェスターで調査を実施して分類したもので(鈴木敦子、小林美智子、納谷保子訳：児童虐待防止ハンドブック参照・医学書院)を発展させ、西沢(庄司班研究2002年)にさらに整理されている。これについては、愛知県が保護者支援のマニュアルでどういった親への対応ができるかについてまとめている。

調査意図は、親タイプとして児童相談所が日頃どういったイメージを抱いているのかについて問うた。回答状況では未熟型、衝動型、育児不安型などは、親指導がしやすいとして上位に入った。逆に精神障害への親対応が低く、ついで知的障害型が続いた。

2) 虐待親を指導する場合、どのような条件が必要かという点(3つ選択)については、以下の表3-2の通りとなっている。

もっとも多いのは裁判所命令であり、ついでマンパワーの充実化がそれぞれ60%を超えた。30%台は、家庭支援のためのソーシャルワーク、親指導の計画化、ネットワークの充実であ

った。県知事勧告は、2.6%と僅かであった。

表3-2

法制度の整備で裁判所命令	104	68.9%
在宅事例においての県知事勧告の強化	4	2.6%
罰則規定の導入	23	15.2%
親への代弁機能の設置	27	17.9%
社会的サービスの充実化	34	22.5%
マンパワーの充実化	93	61.6%
地域ネットワークの強化	48	31.8%
家庭支援のためのソーシャルワーク	54	35.8%
親指導の計画化	53	35.1%
その他	1	0.7%

虐待する親への具体的な援助はどのような援助が必要かという問い合わせには、以下の内容が選択された（5つ選択）。

表3-3

親対応マニュアル	58	38.4%
親のための一連の親教育・指導プログラム	127	84.1%
個別カウンセリング	106	70.2%
グループケア	75	49.7%
親子が共同で参加できる行事	26	17.2%
養育技術と訓練	75	49.7%
子育て知識の提供	24	15.9%
親への生活指導(就労・家計助言)	50	33.1%
夫婦問題などの家族調整	35	23.2%
病院治療の同行	17	11.3%
ファミリーソーシャルワーク機能	94	62.3%
親が処遇会議に参加していけるようにする	16	10.6%
ホームヘルパーの派遣	24	15.9%
具体的な家庭訪問の充実化	29	19.2%
出前方ベビーシッター	22	14.6%
保育料援助	15	9.9%
緊急保育枠の確保	32	21.2%
ショートステイの充実	36	23.8%
その他	2	1.3%

実施機関は児童相談所に限らず、どういった具体的な援助が必要かという点については、親のための一連の親教育・指導プログラムの必要性が84.1%と高率であった。ついで個別カウンセリング、グループケアと、養育技術・訓練がほぼ半数を占めた。

表3-4

親支援事業をしているところ	35	23.2%
児童相談所単独事業	18	51.4%
他との共同	7	20.0%
他への委託	1	2.9%
不明	9	6.0%

親支援事業をしているところは、全体の23.2%で、単独が半数であったが、他との共同や委託もあった。

3) 親のカウンセリングについて

表 3-5

虐待親へのカウンセリング		N=88
単独	38	43.2%
単独・委託	2	2.3%
委託	3	3.4%
共同	1	1.1%
不明	44	50.0%

表 3-6

利用している方法		N=88	回数		N=88
精神科カウンセリング	11	12.5%	月一回平均	29	33.0%
精神科と共同	1	1.1%	月二回平均	27	30.7%
子どもの行動療法	1	1.1%	2ヶ月に一度	2	2.3%
解決志向がた	1	1.1%	月1と月2	2	2.3%
家族療法	3	3.4%	不明	28	31.8%
支持的面接	3	3.4%	アセスメント		N=88
クライエント中心	2	2.3%	実施している	56	63.6%
家庭復帰	1	1.1%	していない	31	35.2%
心理個別面接	3	3.4%	部実施	1	1.1%
認知行動療法	1	1.1%			
特定せず	4	4.5%			

担当が嘱託大学教員

担当が児童福祉司継続指導

虐待親へのカウンセリングを実施しているところは、全体では88ヶ所であった。またその実施者は、精神科、心理、児童福祉司指導、大学関係者であった。またその技法を問うたところ精神科カウンセリング、支持的面接、家族

表 3-7

複数回答		
目的		
親の訴え	69	78.4%
子どもへの対応	79	89.8%
生活指導	18	20.5%
自立援助	25	28.4%
親の自分史の振り返り	55	62.5%
その他	1	1.1%

カウンセリングの目的はさまざまであるが、子どもへの対応が第一で、ついで親の訴えや、親の自分史の振り返りなどであった。

カウンセリングの内容は、親自身のことが多く語られており、ついで、子ども、家族関係の潤となっている。親が親として自分を振り返り、

療法、クライエント中心など、さまざまであった。

また、回数は、月平均1回がもっと多く、ついで平均2回であった。またアセスメントについては、実施しているが6割を超えた。

複数回答		
カウンセリング内容		
しつけ	36	40.9%
親	76	86.4%
子ども	71	80.7%
家族関係	64	72.7%
近隣	5	5.7%
虐待	37	42.0%

また自己を発見していくこと、そして自信を取り戻す、気づくということに重点がおかれていることがわかる。